

# 家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)について

家電リサイクル法は、家電4品目(エアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・有機EL及びプラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機)を廃棄する場合の適正な処理と有効な資源の再利用を義務づけた法律です。

一般家庭や事業所から排出された(使わなくなって廃棄する)廃家電を、小売業者(その家電製品を売った人)が収集・運搬し、製造業者等(その家電製品を作った人や輸入した人、家電メーカーや輸入業者)が有用な部品や材料を回収してリサイクルします。

## 対象になる家電製品

**エアコン**  
(900円~1,819円(税別))

**洗濯機及び衣類乾燥機**  
(2,300円~3,000円(税別))

**テレビ**  
(ブラウン管・液晶・有機EL及びプラズマ式)  
(15型以下 1,200円~2,819円(税別))  
(16型以上 2,200円~3,364円(税別))

**冷蔵庫及び冷凍庫**  
(170リットル以下 3,400円~5,090円(税別))  
(171リットル以上 4,300円~5,590円(税別))

( )内の料金(リサイクル料金)については大手メーカー公表の料金です。(消費税別)

## 消費者の負担する料金について

この制度では、製造業者がリサイクルするために必要な「リサイクル料金」と小売業者が家電製品を消費者から引き取り、指定引取場所まで運搬する「収集運搬料金」が必要になります。  
(「収集運搬料金」は小売業者により異なりますので、詳しくは小売業者等へお問い合わせください。また、直接持ち込みをする場合には収集運搬料金は必要ありません。)

消費者の負担する料金 = リサイクル料金 + 収集運搬料金

## 家電製品の引き渡し方法について

### ①小売業者に引き取りを依頼する場合

消費者のみなさんが不用になった家電製品(4品目)は、つぎのように小売業者に引き渡してください。小売業者に引き渡した家電製品(4品目)は、小売業者が責任を持って指定引取場所まで運搬します。

- 過去に購入した小売業者(販売店)が分かっている場合  
➡ 購入した小売業者(販売店)に引き取りを依頼してください。
- 同じ種類の家電製品を新たに購入する場合(買い換えの場合)  
➡ 買い換えをする小売業者(販売店)に引き取りを依頼してください。
- それ以外の場合 例:過去に購入した小売業者が分からないなど  
➡ 徳島県電機商業組合(徳島支部)加盟店に引き取りを依頼してください。  
お近くの加盟店については徳島県電機商業組合徳島支部(088-653-0373)にお問い合わせください。

### ②直接持ち込みをする場合

リサイクル料金を事前に郵便局・ゆうちょ銀行で振り込み、リサイクル券(現品貼付用片)を家電製品に貼り、指定引取場所に直接持ち込んでください。

- 廃棄する家電製品のメーカーの確認をします。
  - 郵便局・ゆうちょ銀行でリサイクル料金を振り込みリサイクル券を受け取ります。  
※振り込み手数料は別途かかります。
  - リサイクル券を家電製品に貼り指定引取場所へ搬入します。
- ※郵便局はリサイクル料金の払込窓口であり、リサイクル業務には関与していません。家電リサイクルに関するお問い合わせは、家電リサイクルのコールセンター(0120-319640)にお問い合わせください。

## 指定引取場所

下記の指定引取場所において、リサイクル対象廃家電製品の引き取りが可能です。

**株式会社 旭金属** 徳島市東沖洲1丁目1-2 TEL088-664-8908

- 受付期間 月~金曜日 8:00~16:30
- 休 み 土(不定休)、日、祝、お盆、年末年始

## あなたが排出した廃家電がきちんと家電メーカーに引き渡されているか確認ができます。

家電リサイクル券センターのホームページ(URL: <http://www.rkc.aeha.or.jp/>)内にある「排出者向け引取り確認」のサイトでは、廃家電を小売業者などに引き渡した際に排出者に交付される家電リサイクル券の「お問い合わせ管理票番号」によって、あなたがリサイクルにかかる料金を支払って排出した廃家電が、きちんとリサイクル義務者(家電メーカー)に引き渡されたかどうかを確認することができます。

## 不法投棄は法律で禁止されています。

近年、不法投棄が増加し、近隣への迷惑になるのはもちろん環境破壊の原因のひとつになっています。不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)によって固く禁じられており、違反した場合には重い罰が科せられます。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

- 第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。  
第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
14 第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

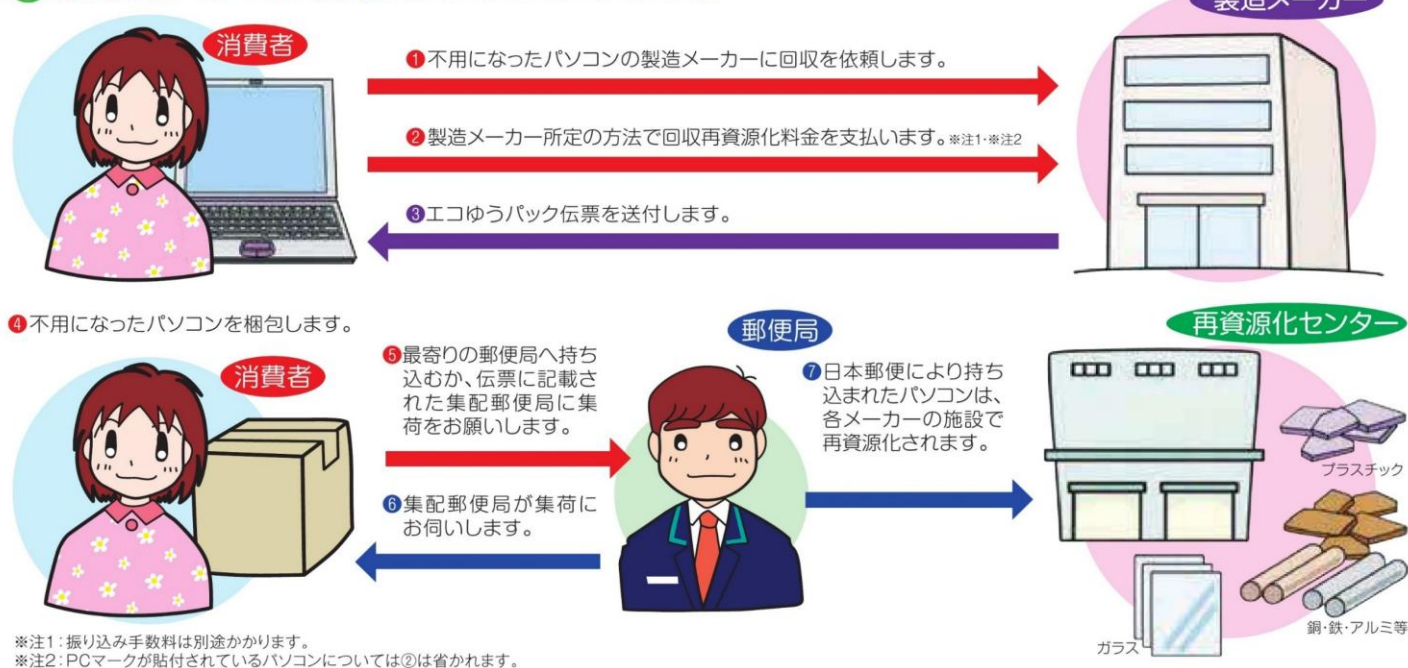


# 家庭用パソコンの回収・リサイクル(資源有効利用促進法)について

「資源の有効な利用に関する法律」において、製造等事業者が再資源化すべき製品を政令で指定し、製造等事業者が取り組むべき事項を省令で定めています。この法律により、平成15年10月1日より、パソコンメーカー等による家庭用パソコンの回収リサイクルが始まりました。

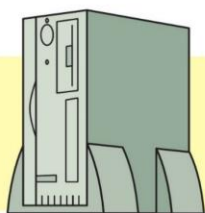
※この回収・リサイクルは資源有効利用促進法に基づいて行われます(家電リサイクル法によるものではありません)。このため回収の方法は家電4品目とは異なります。

## 家庭用パソコン回収・リサイクルのしくみ



## 対象になる機器について

対象品



デスクトップパソコン本体



ノートブックパソコン



液晶ディスプレイ (一体型を含む)



ブラウン管ディスプレイ (一体型を含む)

※ご購入時の標準添付品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブル等)も一緒に回収します。

対象外品

プリンター・スキャナー等の周辺機器、ワープロ、PDA(携帯情報端末)、ワークステーション、サーバ

## 消費者が負担する費用について

この制度では、平成15年10月1日以降に購入されたパソコンは右記のマークが貼付され、事前に回収再資源化料金が加算されているので、処分を行うのに料金は発生しません。

それ以前に購入されたパソコンについて下記の料金(大手メーカー公表)が必要となります。(消費税別)

- デスクトップパソコン本体 3,000円
- ノートブックパソコン 3,000円
- 液晶ディスプレイ(一体型を含む) 3,000円
- ブラウン管ディスプレイ(一体型を含む) 4,000円

※上記料金には再資源化及び回収料金が含まれています。



## 資源有効利用促進法 Q&A

**Q1** どこに、どのような方法で申し込みをすればよいのですか?

**A1** メーカー各社が回収リサイクルに関する受付窓口を設定していますので、排出する製品の製造メーカーの受付窓口に応じます。

**Q2** 製造メーカーが倒産・撤退している場合はどのように処分すればよいのですか?

**A2** 一般社団法人パソコン3R推進協会が有償で回収します。下記のホームページあるいは電話(03-5282-7685)にて申し込んでください。

詳しくは一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページ(<http://www.pc3r.jp/>)を参照してください。

「家電リサイクル法」・「家庭用パソコンの回収・リサイクル」についてのお問合せは 徳島市環境政策課 TEL 088-621-5217まで